

地域社会と原子力に関する社会科学研究支援事業

1. 事業の趣旨

東海村は、日本の原子力開発をその原点から支えてきた自治体（村）であると同時に1999年にJCO臨界事故を経験した地域（村民）でもあります。また、福島事故からの歳月が示すように、日本の原子力行政そのものが揺れており、それに伴って東海村を取り巻く状況も混迷の度を深くしています。

現在、東海村が直面している状況、対処すべき課題はあまりに巨大かつ複雑であります。かつて原子力研究の知の拠点を目指したと同様に、東海村が“地域や社会の視点で科学技術や原子力の問題を考える”「知の拠点」となり、そこに国内外の知識、技術、知恵が集まってくる仕組みを作ることにより、東海村の進むべき道が見えてくるのではないかと考えます。

我々は、特に若い世代の研究者あるいはその卵の皆さんに呼びかけます。我々に知恵を貸してください。

2. 事業の目的

本事業は、東海村が、原子力に関わる社会科学・政策科学の知を集約する研究拠点の一つとなり、その成果をまちづくりに活かしていくために、研究のネットワーク化と人材育成を図ることを目的としています。福島事故で顕在化した低線量被ばくや放射性廃棄物処分など原子力をとりまく諸課題は、科学技術だけでは解決できない（トランス・サイエンス）問題となっています。そして、これらの問題は東海村にとっても解決していかなければならない重要な問題です。政治学・政策学・経済学・社会学・法律学・地域行政学など、本事業は多様な社会科学・政策科学分野の研究活動を支援します。また、科学技術リスクのガバナンス、エネルギー政策における国と地方の関係、電源立地地域の諸制度の問題、コミュニケーションや防災など、多様な学問分野を統合した研究も支援対象です。

3. 提案にあたってのお願い

本事業で得られた研究成果は、広く村民に公開し、自由な議論の場を通じて住民一人一人が原子力の問題を考える機会を設け、地域社会が主体的に原子力や科学技術と関わる社会環境を構築していきたいと考えています。そのため、提案される研究課題名は、村民に分かりやすいものを心がけてください。具体的には、“原子力ムラの成立過程の歴史的考察”ではなく、“「原子力ムラ」

はなぜどのように生まれたのか？”のように、研究の中心的問題意識を疑問形で表現してください。また、研究の対象は、東海村や原子力問題に限定しませんが、必ず“東海村にとっての意義”を示してください。

4. 研究支援の内容など

(1) 支援の内容

2023年度 100万円/件 1～2件の研究を採択予定

(2) 応募条件

国内外の研究者等（所属は問わない） 45歳以下（主たる提案者の応募時点の年齢）

(3) 支援に付随する責務

2023年12月の進捗報告会で経過報告を行うこと

2024年2月に予定する成果報告会（村民向けフォーラム）で成果を発表すること

2024年3月31日までに研究報告書（印刷物2部およびPDFファイル）、会計報告書を提出すること

5. 募集スケジュールなど

募集開始：2023年4月3日（月）

応募締切：2023年5月19日（金）15時までにメールにて提出

一次選考（書類審査）：2023年5月22日～5月25日

二次選考（面接審査）：2023年5月26日～30日を予定

※書類審査の結果、面接審査が必要と判断された提案書について、対面もしくはオンラインで選考委員会への説明および質疑応答を行います。

選考結果の通知：2023年5月31日

研究開始：2023年6月1日

※契約手続きのため、研究費の振込が遅れる場合があります。

※できるだけ研究期間を長くするため、2ヶ月以内に契約していただきます。この期間に契約できなかった場合には採択を取り消すことがありますので、ご注意ください。

6. 応募方法

提案書のフォーマットに簡潔に記入の上、下記のアドレスへメールで提出してください。

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村役場 産業部 産業政策課 email: sangyou@vill.tokai.ibaraki.jp

7. 応募にあたっての留意点

- 1) 本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに下記問い合わせ先まで報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。
- 2) 研究内容によっては数年の研究期間を要するものもあると考えますが、本制度は単年度の支援制度です。提案書に複数年の研究計画を書くのは自由ですが、複数年の支援が可能かどうかは選考委員会の判断となります。また、複数年の研究が認められても、予算は進捗状況や研究活動の内容を踏まえて毎年見直しいたします。
- 3) 研究支援金は、大学等の所属組織と本事業の受託者である一般社団法人複合リスク学際研究・協働ネットワークとの契約に基づき、お支払いします。応募にあたっては、所属組織の契約担当者と十分協議を行い、特別な手続きが必要か否かなどの確認をしてください。3ページにも記載されているとおり、2ヶ月以内に契約ができない場合は、採択を取り消すことがあります。なお、学内規定で必要な手続きであっても、本事業の趣旨にそぐわない手続きには応じられません。例えば、本事業は研究者の自発的な研究提案に対して支援するものですので、「受託研究申込書」など、村もしくは一般社団法人が大学等に研究を依頼する形での文書は発行いたしません。
- 4) 大学院生など学生の身分で応募する場合には、指導教官が所属する組織との契約になりますので、指導教官にも十分相談した上で応募してください。

8. 支援費の使途

対象となる経費は、交際費、慶弔費及び備品購入費を除く研究に要する経費とします。他に補助金等を受けている場合は、当該補助金等を受けた研究活動の経費は対象としません。パソコンやプリンター関連備品など、他の研究活動にも用いられる備品の購入は認められません。研究に必要な書籍や資料などは、1万円未満であれば消耗品として購入することが可能です。

9. 問い合わせ先

応募内容についてのご質問は、本件を含む事業を受託している一般社団法人複合リスク学際研究・協働ネットワーク担当者へメールでお問い合わせください。

メールアドレス：office-tonerico@tonerico2.org

担当者名：土屋智子